

○公立大学法人福岡県立大学役員報酬の臨時特例に関する規程

法人規程第 62 号
平成 25 年 7 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、福岡県からの給与の減額措置についての要請を踏まえ、公立大学法人福岡県立大学役員報酬規程（法人規程第 6 号。以下「役員報酬規程」という。）の特例を定めるものとする。

(役員報酬規程の特例)

第 2 条 この規程の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては、役員報酬規程に基づき支給される基本年棒、理事手当の支給にあたっては、次の各号に定める相当額を減額した上で支給する。

- (1) 基本年棒 役員報酬規程第 4 条第 3 項に規定する役員の基本年棒に基づき、同規程第 5 条により算出した基本年棒の月割額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
ただし、常務理事にあつては、上記基本年棒の月割額に 100 分の 7.77 を乗じて得た額
- (2) 理事手当 役員報酬規程第 9 条第 1 項に規定する額に 100 分の 10 を乗じて得た額、若しくは同条第 2 項ただし書きに規定する額に 100 分の 10 を乗じて得た額

(端数計算)

第 3 条 前条各号の減額する額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(この規程の施行に関し必要な事項)

第 4 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。